南伊豆町地域防災計画

風水害対策編

令和７年４月

南伊豆町防災会議

目　　次

第１章　総　則

第１節　過去の顕著な災害……1
第２節　予想される災害と地域……3

第２章　災害予防計画

第１節　河川災害予防計画……5
第２節　海岸保全災害防除計画……7
第３節　港湾漁港保全災害防除計画……8
第４節　道路、橋りょう災害防除計画……8
第５節　土砂災害防除計画……9
第６節　山地災害防除計画……12
第７節　林道災害防除計画……13
第８節　農地災害防除計画……13
第９節　倒木被害防除計画……13
第10節　盛土災害防除計画……13
第11節　避難情報の事前準備計画……14
第12節　避難誘導体制の整備計画……15
第13節　防災知識の普及計画……15
第14節　自主防災活動……16

第３章　災害応急対策計画

第１節　南伊豆町災害対策本部……17
第２節　情報の収集・伝達……17
第３節　広報活動……17
第４節　水防組織……18
第５節　水防に関する予警報……18
第６節　通信連絡系統……19
第７節　非常配備体制……19
第８節　水防区域の危険箇所……21
第９節　水防倉庫の配置と資器材の整備……21

Ⅳ　風水害対策編

第１章　総　則

この計画は、「災害対策基本法」第 42 条の規定により、南伊豆町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、町及び防災機関が行うべき町の地域に係る「風水害対策の大綱」(「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編第４章　復旧・復興対策」によるものとする。

章	記載内容
第１章　総則	過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第２章　災害予防計画	河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、盛土災害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導体制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第３章　災害応急対策計画	災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、水防に関する予警報、通信連絡系統、非常配備体制、水防区域の危険箇所、水防倉庫の配置と資機材の整備

第１節　過去の顕著な災害

１　風水害

（１）台風

県に大被害を与え主な台風経路を大別すると、以下の３つの経路となる。

経　路	状　況
県下を南西方向から、北東進するもの	・この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 ・ダイナ台風（台風第2号、1952年6月）は980hPa内外の強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200㎜以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30～40m/sに達した。被害は全県下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。 ・ダイナ台風より進路的には南を通った昭和 29 年 9 月 18 日の台風第 14 号においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。
伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの	・この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 ・狩野川台風（台風第22号、1958年9月）は中心気圧970hpa程度であったが、湯ヶ島では総雨量753㎜に達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全般にわたり、死傷1,500人、行方不明339人を初め、全壊、流失など未曽有の惨害をもたらした。

	・令和元年東日本台風（大型・強い）は、中心気圧955hPa程度で伊豆半島に上陸し、県内でも各地で３、６、12、24時間降水量の観測史上１位の値を更新するなど記録的な大雨となり、県内で1,312棟の床下浸水が発生、伊豆の国市及び函南町に災害救助法を適用するなど、甚大な被害が生じた。
県の南部から、駿河湾を北上するもの	・この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。 ・また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。 ・昭和34年8月14日の台風第7号（強い）は駿河湾を北上して、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎E48.8m/s、御前崎でW29.6m/sが観測された。雨は大井川中流域で300㎜を越え、安倍川上流の梅ヶ島で470㎜となった。このため県の中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木被害が大きかった。

上記３つの経路以外にも、本県から離れた場所を台風が通過することで本県付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和 49 年 7 月 7 日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風第８号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、県中部・西部を中心に大雨となった。静岡では 24 時間降水量 508㎜ を記録し、死者 44 人、家屋全壊 241 戸など甚大な被害をもたらした。

（２）低気圧

・低気圧による被害は、大雨と強風によるものである。

・(1)の経路の時は、これに伴う寒冷前線の突風や竜巻による被害が多い。

・(2)(3)の経路の時は大雨になることが多く、中心も近いため風も強まる。

・また(1)と(2)が同時に起こり大雨を降らせることも多い。

経　路	状　況
(1)の例	・昭和31年12月4日に日本海を通過した低気圧は、秋田沖で発達し、これに伴う寒冷前線が4日の午後通過し、海上や海岸地方では5日にかけて強風が吹き、波が高かった。 ・最大風速は石廊崎でW27.2m/s、御前崎でW19.7m/sを観測した。 ・この風による波のため、賀茂郡松崎町では国道が破壊されて不通となり、南伊豆町沖合では、出漁中の漁船が突風のため転覆した。
(2)の例	・昭和25年2月9日～10日にかけて東シナ海から東進した低気圧は、発達しながら九州から本州を横断し、中心気圧990hPaで静岡県を通過して関東へ去った。 ・9日6時ごろより風雨が強くなり、最大風速は御前崎W26.7m/s、石廊崎SW22.6m/sとなり、雨量は湯ヶ島160㎜、瀬戸谷115㎜で大井川が増水した。 ・このため非住家の倒壊一戸、道路の崩壊、屋根、ガラスの破損、木材の流失などの被害があった。
(3)の例	・昭和36年4月26日～27日、九州南海上を北東に進んだ低気圧は、発達しながら太平洋沿いに通った。 ・26日夕刻から風雨が強まり、最大風速は石廊崎23.3m/s、御前崎SSW19.8m/s、雨量は静岡125㎜、稲取120㎜、島田118㎜が観測された。 ・このため各地で土砂くずれによる交通不能や、電話線の不通、家屋の浸水などがあった。

２　竜巻

・竜巻は寒冷前線や台風に伴うものが多い。

・竜巻は予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので予防が困難である。

３　地すべり等

・地すべりは春から夏にかけての豪雨時期に多い。

４　土石流

・令和３年７月３日、熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約２㎞上流、標高約 390ｍ付近）から逢初川に沿って流下した。

・この土石流により被災した範囲は、延長約１㎞、最大幅約 120ｍにわたり、死者 28 人、住家全壊 53 棟など甚大な被害をもたらした。

第２節　予想される災害と地域

１　風水害

町内の主要河川（青野川）は、激甚災害対策特別緊急事業に採択されて以来、暫定ではあるが河川改修も終了し、多目的ダム（青野大師ダム）も整備したが気象変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害発生リスクが高まっている。しかし、町内の河川はいずれも平常時には水量が少ないため、河川に砂石が堆積し、葦等の植物が中州に群生するきらいがあるため、排水不良が発生する。特に、伊豆半島は地形上台風や集中豪雨等に見舞われることがあり、きめ細かい観測態勢をはかる必要がある。また、近年は、全国的に局地的な豪雨が増加しており、ハード、ソフト両面からの対策が求められる。

（１）青野川流域

青野川流域については、昭和 50 年・51 年に集中豪雨災害が発生し激甚災害対策特別緊急事業に採択され河川改修事業が暫定的に終了した後は青野川本線での氾濫は起きていない。しかし、下田土木事務所が想定した［浸水想定］（おおむね 1000 年に１回程度の降雨 811.4mm/日）、河口から 10km 奥山川合流点付近までの間で最大 5.0m～10.0m 未満の水深の浸水区域が川沿いの地区で想定されている。

（２）鯉名川

鯉名川流域については浸水想定として、青野川合流点から 1.2km 浦谷川合流点付近までの間で国道 136 号線から西側において、最大 5.0m～10.0m 未満の水深で浸水区域が想定されている。鯉名川は一部河川改修が進んでいるが、大雨による農地への浸水が度々発生している。人家への浸水は免れているが今後も注意が必要な地域である。

（３）二条川

二条川流域については浸水想定として、青野川合流点から 3.0km 内田頭首工付近までの間で最大 5.0m～10.0m 未満の水深で浸水区域が想定されている。二条川は度々道路への冠水や農地への浸水が発生しており、道路改良による河川付替工事により改善が見込まれるが、大雨による急激な増水には充分警戒が必要な地域である。

（４）差田川

差田川流域では、過去にも大きな浸水被害は出ていないが、河川改修が済んでいない地点での浸水について今後も注意が必要である。

（５）一条川

一条川流域については浸水想定として、青野川合流点から 2.6km 向田橋上流までの間で浸水区域は想定されていない。しかし川幅も狭く勾配も急なところでは注意が必要な地域である。

（６）奥山川

奥山川流域については浸水想定として、青野川合流点から 1.0km 鈴野川合流点までの間で浸水区域は想定されていない。しかし川幅も狭いため注意が必要な地域である。

（７）鈴野川

鈴野川流域については浸水想定として、奥山川合流点から 1.1km 青野大師ダム付近までの間で浸水区域は想定されていない。青野大師ダムの水位の監視にも注意が必要である。

２　高潮・高波

高潮については各地区漁港整備及び護岸整備が進み高潮による住家への浸水被害の可能性は少なくなった。しかし湊地区の弓ヶ浜海岸では防波堤がないため台風時の高潮では道路冠水が予想される。当町は長い海岸線を有し、台風・低気圧等の影響を受けやすいため「高潮・高波」には充分な注意が必要である。

３　土石流・地すべり・がけ崩れ

町内には、砂防指定地が 18 箇所・地すべり防止区域が 1 箇所・急傾斜地崩壊危険個所が 40 箇所及び土砂災害警戒区域が 590 箇所、土砂災害特別警戒区域が 495 箇所、（いずれも令和５年２月末現在）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

第２章　災害予防計画

・この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。
・町は、治水、防災、まちづくり等を担当する各課の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
・町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、地区の状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
・県及び町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区画について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
・県、町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第１節　河川災害予防計画

１　本町河川の特徴

町の主要河川青野川は改修整備がおおむね完了しつつあるが、青野川へ流れ込む河川は、平地が少なく急流が多い。そのため青野川は川床に土砂が堆積し、葦の群生により河川断面を阻害している傾向にある。また下田土木事務所想定の浸水区域が広範囲で想定されている。今後も破堤による浸水には充分な警戒が必要である。

２　河川の治水対策

町には青野川をはじめとした２級河川が 11、準用河川が 6、普通河川が 117 本流れているが、これら河川の多くは急峻な山地から海へ流れ出るため豪雨時の洪水原因となることが多く、一層の河川改修が必要となっている。河川断面維持のための浚渫等の河川管理とともに森林等による治山事業による水資源のかん養が重要となっている。

３　浸水想定区域の指定と通知

県又は町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される

水深, 浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあっては町長に通知するものとする。

4　浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

（1）浸水想定区域の指定

現在、浸水想定には「洪水」によるものと「内水」がある。「洪水」は河川氾濫（はんらん：堤防が破堤し河川から流れ出ること）により被害を受けるもので、「内水」は排水計画を上回る降雨や放流先河川水位などの影響により道路冠水及び床上床下浸水が生じるものである。

これら各々の要因から浸水を想定し区域の指定が行われる。

町は、県から洪水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第２節３を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

町は町地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。

・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。

（2）要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、町長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

・町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
・町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるものとする。また、町は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならな

い。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

（３）浸水想定区域の周知

町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者が利用施設の名称及び所在地について町民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

５　連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第２節　海岸保全災害防除計画

１　町海岸の特徴

町の海岸延長は 57.4km あり、相模灘及び駿河湾に面しており、海岸線は入江が多く、天然の良港となっている。湊地区の弓ヶ浜及び子浦地区の五十鈴浜は海底勾配もゆるく砂浜が発達している。

２　海岸防災林造成事業

海浜からの強風や飛砂及び潮の被害から田畑や住宅を守るため、海岸線に整備されている海岸防災林においては、その機能を維持増進するための森林の管理を適切に行い、風害又は飛砂、高潮等による被害の軽減を図る。

３　高潮浸水想定区域の指定及び周知等

県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、町長に通知するものとする。（高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第１節４のとおり。）

また、町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに『南伊豆町避難情報に関するガイドライン』に従い、直ちに避難指示等を発令する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象

地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第３節　港湾漁港保全災害防除計画

１　港湾

港湾は、地域経済社会の発展に大きく寄与する海の流通拠点として重要な役割を果たしている。町の港湾は県営の手石港湾が青野川河口にある。港湾保全としては整備されつつあるが、河口部ということと構造上から大雨時の流木等の堆積がたびたび発生しているため、今後も県の整備計画を踏まえ、町としての要望を実施する。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、港湾管理者は、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

２　漁港

町の漁港は地形を利用した良港が多く、県営の妻良漁港をはじめ、６港の第１種漁港が町内海岸線に点在している。大多数の漁港において整備は進んでいる。

今後も適正に維持管理し、必要に応じて改修等の施設整備を図る。

３　港湾、漁港及び河川等に係留する船舶・漁船の所有者及び管理者

津波・高潮による船舶の流出防止に努める。

第４節　道路、橋りょう災害防除計画

国・県道については、施設管理者による管理強化対策を働きかけ、災害の未然防止に努め、また、災害発生の場合は、早急に関係機関に連絡し、路線の確保のための措置を講ずる。

町・農・林道については、地形、交通量の変化、崩壊等による危険箇所を定期的に調査し、通行危険箇所の解消を図るものとする。また、避難路にかかる橋りょうについて順次耐震補強を行い、落橋防止対策を促進する。

道路管理者は、災害発生後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

県及び町は、道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化

しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第５節　土砂災害防除計画

１　本町の土砂災害対策

本町は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域が 589 箇所、土砂災害特別警戒区域が 495 箇所（いずれも令和２年２月末現在）存在している。

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、町民の早期避難等を促進するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法という）」に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

２　砂防事業

土石流の発生するおそれのある渓流に対し、下田土木事務所等と連携し砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、下田土木事務所が行う砂防設備の整備を支援する。

３　地すべり対策事業

地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、下田土木事務所等と連携し地すべり防止区域の指定を行い、地すべり発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、下田土木事務所が行う地すべり防止施設の整備を支援する。

４　急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、下田土木事務所等と連携し急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の町民の生命を保護するため、下田土木事務所が行う法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を支援する。

５　土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

区　分	内　　容
土砂災害警戒情報の提供と活用	・県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル４相当）を発表する。 ・県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。 ・町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、『南伊豆町避難情報に

	関するガイドライン』に従い、直ちに避難指示等を発令する。 ・町は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 ・町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ)、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。
土砂災害緊急情報の提供	・国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した経験が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

6　土砂災害防止法の施行

区　分	内　　容
土砂災害警戒区域等の指定、公表	・県は、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）から町民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生のおそれのある箇所については「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。 ・県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。
土砂災害特別警戒区域における規制等	・県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。
町防災会議	・町防災会議は、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ①　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

	③　災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④　警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 ⑤　救助に関する事項 ⑥　①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ・町防災会議は、前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	・土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた町長は、要配慮者使用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 　また、町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 　町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。 ・町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

町民への周知	・町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 ・県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする
避難指示等の解除	・町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。
事業者の対応	・事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

7　その他のソフト対策

区　分	内　　容
土砂災害警戒区域等の周知	・県は、インターネットによる土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	・県と町は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第６節　山地災害防除計画

1　本町の山地災害対策

県及び町は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

2　治山事業

荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図るために賀茂農林事務所と協議の上、治

山事業の促進に努める。

3　総合的な山地災害対策

町は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

また、定期的に実施する治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

第７節　林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりでなく、地域の生活道路としての役割も求められ、また、近年、都市町民の農地、森林への関心も高まり、今後、林道の通行車両の増大が見込まれるが、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるため、定期的に危険箇所の点検・改良を実施し通行の安全を図る。

第８節　農地災害防除計画

農地保全事業は、地すべり、山崩れ及び高潮･波浪等によって生じる農地の崩落や土砂の堆積等を防ぎ、これにより農地の生産性を維持保全することである。これらの農地の保全を図るため、崩落を防止するために行う排水施設（地表、地下水排除）及びこれらに付帯する農道の整備を図るものとする。

1　海岸保全事業

「海岸法」に基づき、津波、高潮、波浪等から農地の災害を防止するため、堤防、突堤、護岸等の新設・改修を行っている。

第９節　倒木被害防除計画

県、町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、県及び町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものである。

第 10 節　盛土災害防除計画

・県及び町は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

・県及び町は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実

施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、町は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、町地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から、適切な助言や支援を受けるものとする。

第 11 節　避難情報の事前準備計画

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、町民への周知及び意識啓発に努める。

１　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

（１）町は、町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

（２）町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

（３）町は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。

２　住民への周知・意識啓発

（１）町は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、町民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、町は、日頃から町民等への周知啓発に努める。また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

（２）町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の促進に努めるものとする。

（３）町は、町民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた町民等の取組を支援する。その際、町は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における町民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第 12 節　避難誘導体制の整備計画

町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配付等により、その内容の町民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、町民への周知に努める。

第 13 節　防災知識の普及計画

原則として、共通対策編　第２章災害予防計画　第４節防災知識の普及計画及び風水害対策編　第２章災害予防計画　第 11 節避難情報の事前準備計画　２住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、県及び町は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、町民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早

期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか町民等に確認を促すよう努めるものとする。

・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、町民等に配布するものとする。

・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、町民等に配布する。

・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、町民等に配布するものとする。

第 14 節　自主防災活動

（共通対策編　第２章災害予防計画　第８節「自主防災組織の育成」及び第９節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。）

第３章　災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき町の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する町の対応を定め、もって管下各河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編　第３章　災害応急対策計画」による。

第１節　南伊豆町災害対策本部

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに設置する。必要に応じて、本部会議及び対策会議を開催し、町が実施する応急対策等について協議・決定する。

１　編成

資料編（南伊豆町災害対策　本部設置規定）に定めるところによるものとする。

２　事務分掌

南伊豆町災害対策本部編成表による各班の事務分掌は、南伊豆町災害対策本部設置規程（昭和 35 年規程第２号）の定めるところによる。

３　運営

南伊豆町災害対策本部条例（平成 37 年条例第９号）及び南伊豆町災害対策本部設置規定（昭和 35 年規程第２号）の定めるところによるものとし、総合調整及び所掌事務を迅速かつ的確に行うものとする。

４　設置基準

（１）気象業務法に基づく注意報、警報又は特別警報が発せられ、町内に相当規模の災害の発生が予想され、その対策を要するとき。

（２）大規模な風水害が発生し、総合的な対策を要するとき。

５　配備基準

配備及び配備体制は、「資料編　南伊豆町防災配備基準」による。

第２節　情報の収集･伝達

（「共通対策編　第３章　災害応急対策計画　第４節　通信情報計画」に準ずる。）

第３節　広報活動

（「共通対策編　第３章　災害応急対策計画　第５節　災害広報計画」に準ずる。）

第４節　水防組織

１　南伊豆町水防本部

水防本部の組織に関し、必要な事項は南伊豆町水防計画によるものとする。ただし、南伊豆町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

２　南伊豆町水防計画書の大綱

（１）水防組織及び水防本部の設置に関すること。
（２）非常配備に関すること。
（３）水防活動に関すること（避難のための立ち退きも含む。）
（４）相互協定及び応援、出動要請に関すること。
（５）重要水防区域及び危険箇所に関すること。
（６）設備資機材等の整備確保に関すること。
（７）通信連絡に関すること。（避難のため立ち退きも含む）
（８）雨量及び水位の観測通報に関すること。
（９）費用負担等に関すること。
(10) その他水防事務等に関すること。

第５節　水防に関する予警報

１　「水防活動」に必要な予報及び警報とその措置

静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報とその措置については「静岡県水防計画書」（第９章）に定めるところによる。

２　水位周知河川における水位到達情報

水位周知河川における水位到達情報は「静岡県水防計画書」（第 12 章）に定めるところによる。

【町内の河川で静岡県知事が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報】

水系名	河川名	区　　域	区域延長
青野川	幹川	左岸賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点～海まで 右岸賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点～海まで	10,000ｍ

３　雨量及び水位の監視と通報

雨量については「静岡県水防計画書」（第 13 章第２節）、水位については「静岡県水防計画書」（第 13 章第３節）に定めるところによる。

第６節　通信連絡系統

水防に関する連絡系統は、次のとおりである。

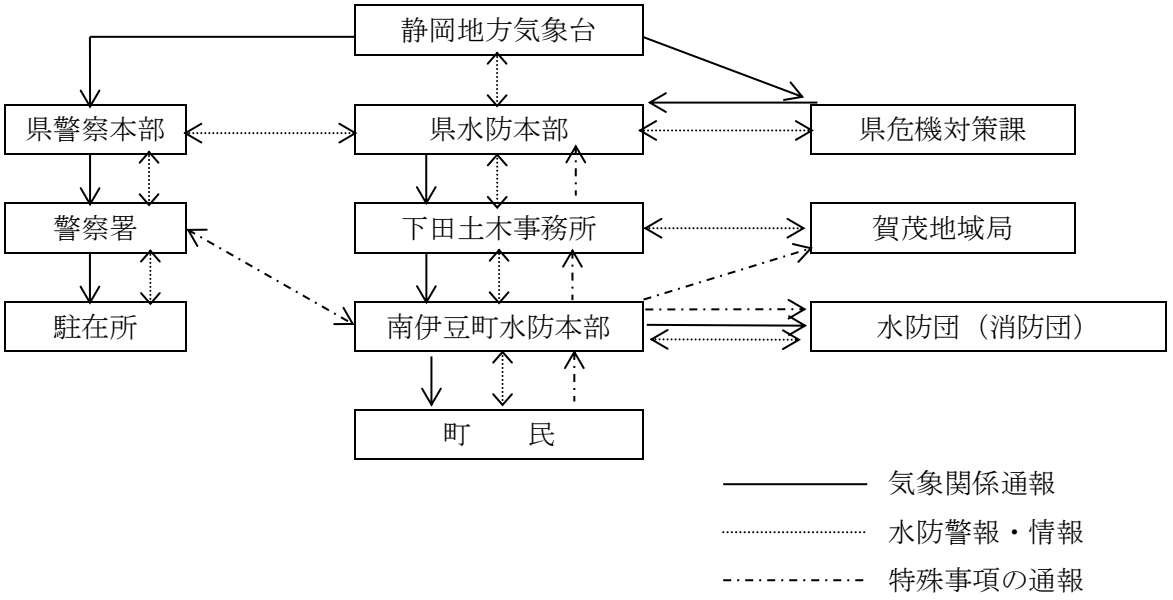

第７節　非常配備体制

１　本部員の非常配備

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

２　水防団（消防団）に対する非常配備

水防管理者が管下の水防団を非常配備につかせるための指令は、水防管理者が自らの判断により必要と認める場合及び緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合とし、指示の内容は次のとおりとする。

（１）待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

・水防に関係ある気象注意報、気象警報等が発表されたとき。

（２）準備

水防団（消防団）の団長以下役職者は、所定の場所に集合し、資機材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣や、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。

準備の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

・河川の水位が警戒水位に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。

・気象状況等により高潮及び津波の危険が予知されるとき。

（3）出動

水防団（消防団）の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

出動の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

・河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。

・潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

3　水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号（昭和 31 年 9 月 28 日県規則第 75 号）の規定に基づき次により行うものとする。

（1）信号は、適当の時間継続する。

（2）必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。

（3）上記によるほか、伝令の呼称による通報を考慮すること。

（4）危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

【信号発信基準】

信号の種類	発　す　る　と　き	措　　置　　事　　項
第１信号	河川の水位が警戒水位に達したとき。	一般町民に周知するとともに必要な団員を召集し、河川の警戒に当たる。
第２信号	各分団長より洪水のおそれがある旨の報告があったとき。	各分団員を召集するとともに、水防活動に必要な資機材を現地に輸送する。
第３信号	堤防が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したとき。	各分団員のほか、必要により一般町民の出動を求める。
第４信号	洪水が著しく切迫し、区域内の町民を避難させる必要があると認めたとき。	下田警察署に通報し、一般町民を避難場所に誘導する。

【信号の種類】

信号の種類	警鐘信号	サイレン信号（余韻防止符）
第１信号	○休止○休止○休止	5 秒　15 秒　5 秒　15 秒　5 秒　15 秒 ○―休止―○―休止―○―休止
第２信号	○○○　○○○	5 秒　6 秒　5 秒　6 秒　5 秒　6 秒 ○―休止―○―休止―○―休止
第３信号	○○○○　○○○○	10 秒　5 秒　10 秒　5 秒　10 秒　5 秒 ○―休止―○―休止―○―休止
第４信号	乱　打	1 分　5 秒　1 分 ○　―　休止　―　○

4　避難のための立退

堤防の破堤又は山崩れ等危険に瀕した場合には、水防管理者は速やかに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を指示するものとする。

また、水防管理者は、立退き又は準備を指示した場合には警察署長にその旨通知する。

第８節　水防区域の危険箇所

町の重要水防箇所は水防計画書において示すものとする。

第９節　水防倉庫の配置と資器材の整備

水防倉庫の設置状況及びこれに備蓄している資材、器材の整備状況は水防計画書に示すものとする。